

生産緑地の買取り申出制度とは

買取り申出制度とは、生産緑地地区指定後30年を経過したとき、又は、農業の主たる従事者（注1）が死亡、若しくは農業に従事することが不可能な状態（注2）になり、農業等の継続ができなくなったとき、市長に対し買取りの申し出ができるという制度です。

買取りの申出を行うと

- 1ヶ月以内に買い取る旨又は買い取らない旨を通知します。
- 買い取る場合の価格は、時価（注3）を基本とし、協議のうえ決定します。
- 買い取らない場合は、市は、農業に従事することを希望する者がこれを取得できるようにあつせんを行います。
- その結果3ヶ月以内に所有権の移転が行われなかった場合、制限は解除になります。

注1) 「主たる従事者」とは・・・中心になって農業に従事している者をいいます。
又、中心に農業をしている者以外で、1年間に一定割合以上従事している者もいいます。

| |
|--------------------------------|
| 中心者が65歳以上の場合、1年間に中心者の従事日数の7割以上 |
|--------------------------------|

| |
|--------------------------------|
| 中心者が65歳未満の場合、1年間に中心者の従事日数の8割以上 |
|--------------------------------|

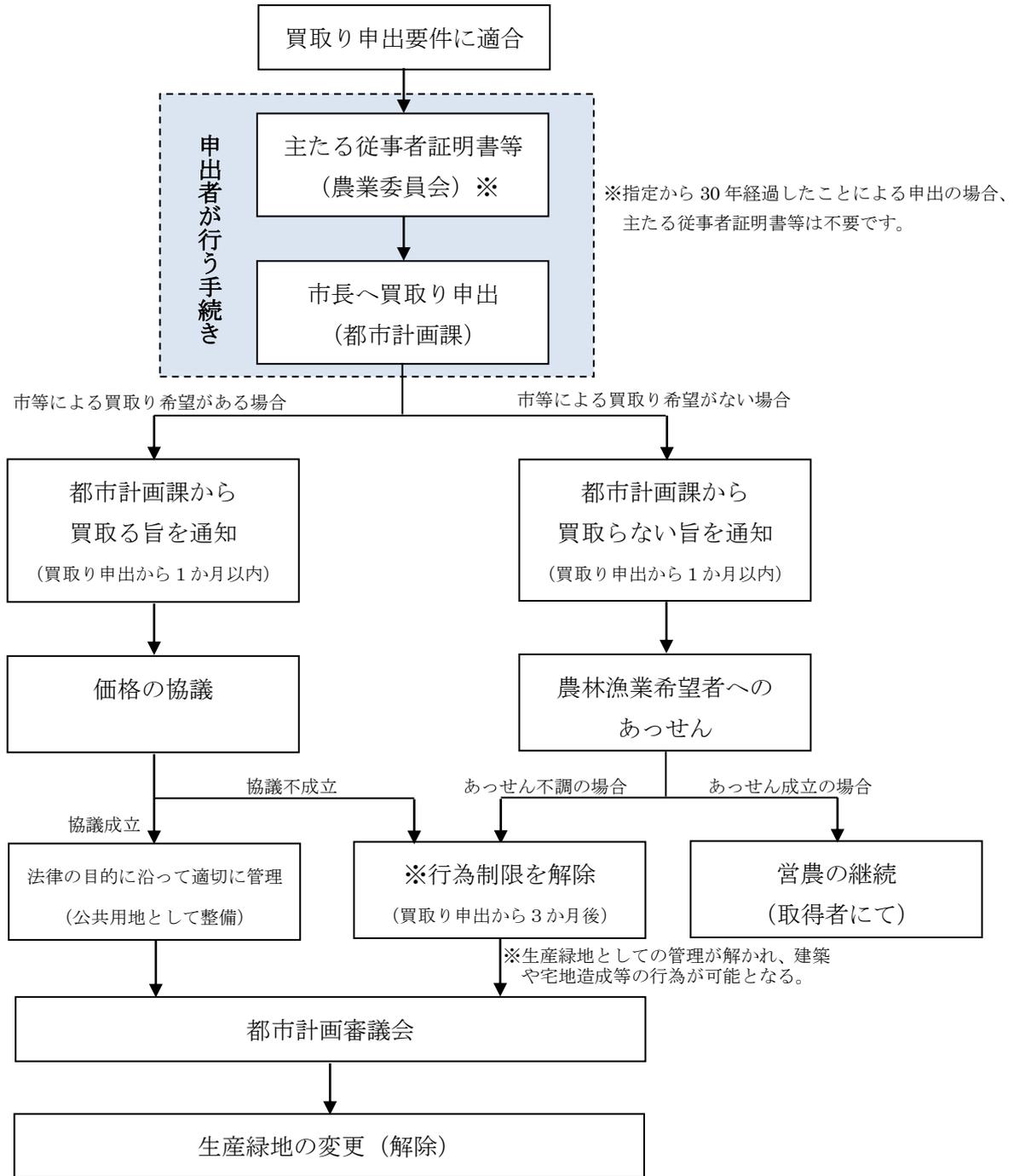
なお、日数の認定は、所在地を管轄する農業委員会によるものとします。

注2) 「農業に従事することが不可能な状態」とは・・・両眼の失明、精神の著しい障害等、身体的に農業が不可能になった時又は主たる従事者が老人ホームに入所した時や著しく高齢になり、運動能力が著しく低下した時です。

注3) 「時価」とは・・・不動産鑑定士、官公署等の公正な鑑定評価を経た近傍農地の取引価格や公示価格を考慮して算定する価格です。

なお、買取り申出を行う際に、注1については農業委員会の証明書が、注2については医師の診断書等がそれぞれ必要です。

【買取り申出制度のフロー】



【問い合わせ先】

長岡京市役所 建設交通部 都市計画課

電話：075-955-9521 (直通) FAX：075-951-5410

メール：toshikeikaku@nagaokakyo.lg.jp